

平成24年10月26日開催

石狩市教育委員会会議（10月定例会）資料

<議 案>

- 1 石狩市民図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の
制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・ P 2～P 6
- 3 石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定について・・ P 7～P 9

<報告事項>

- 1 いじめの問題に関する取組状況調査（文部科学省緊急調査）結果
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 2 教育委員会の点検・評価（平成23年度分）について・・・・・・・・ P 11

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第1号

石狩市民図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
平成24年10月26日

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、下記のとおり制定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市民図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

石狩市民図書館条例の一部を改正する条例（平成24年条例第18号）の施行期日は、平成24年11月16日とする。

議案第2号

石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案
平成24年10月26日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市民図書館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後										
（開館時間） 第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を得て、これを変更することができる。 <table> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>花川南分館、八幡分館及び 浜益分館</td><td>略</td></tr> <tr> <td>厚田分館</td><td>午後1時から午後5時まで</td></tr> </table> 2 略	略		花川南分館、八幡分館及び 浜益分館	略	厚田分館	午後1時から午後5時まで	（開館時間） 第4条 略 <table> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>花川南分館、八幡分館及び 浜益分館</td><td>略</td></tr> </table> 2 略	略		花川南分館、八幡分館及び 浜益分館	略
略											
花川南分館、八幡分館及び 浜益分館	略										
厚田分館	午後1時から午後5時まで										
略											
花川南分館、八幡分館及び 浜益分館	略										

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

その 1

利 用 登 録 申 込 書

太枠の中だけ記入してください。

申込年月日	年 月 日	利用者 コード										
フリガナ												
氏 名												
住 所	(〒 -)		電 話		()							
備 考												
0 1 石狩市民図書館 0 3 花川南分館 0 4 八幡分館 0 5 厚田分館 0 6 浜益分館												

石 狩 市 民 図 書 館

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

その 1

利 用 登 録 申 込 書

太枠の中だけ記入してください。

申込年月日	年 月 日	利用者 コード										
フリガナ												
氏 名												
住 所	(〒 -)		電 話		()							
備 考												
0 1 石狩市民図書館 0 3 花川南分館 0 4 八幡分館 0 5 厚田小学校 0 6 浜益分館												

石 狩 市 民 図 書 館

その2

り　よ　う　と　う　ろ　く　も　う　し　こ　み　し　ょ

のなかをかいてください。

き　よ　う　は	年　　月　　日	利用者 コード									
フリガナ											
な　ま　え											
じゅうしょ	(〒　　ー　　)		でんわ		(　　)						
が　っ　こ　う	ようちえん ほいくえん しょうがっこう										
おやのなまえ											
0 1 石狩市民図書館 0 3 花川南分館 0 4 八幡分館 0 5 厚田分館 0 6 浜益分館											

石 狩 市 民 図 書 館

その2

り　よ　う　と　う　ろ　く　も　う　し　こ　み　し　ょ

のなかをかいてください。

き　よ　う　は	年　　月　　日	利用者 コード									
フリガナ											
な　ま　え											
じゅうしょ	(〒　　ー　　)		でんわ		(　　)						
が　っ　こ　う	ようちえん ほいくえん しょうがっこう										
おやのなまえ											
0 1 石狩市民図書館 0 3 花川南分館 0 4 八幡分館 0 5 厚田小学校 0 6 浜益分館											

石 狩 市 民 図 書 館

別記第3号様式（第8条関係）

(表面)		(裏面)	
利用者カード 石狩市民図書館 石狩市花川北7条1丁目26●☎(0133)72-2000		なまえ [分館] 花川南分館 ☎: 73-4946 花川南6条5丁目(南コミ内) 八幡分館 ☎: 66-4261 八幡2丁目332(八幡コミ内) 厚田分館 ☎: 78-2350 厚田区厚田45 (厚田総合センター内) 浜益分館 ☎: 79-5577 浜益区浜益630(浜益コミ内) ●本をかりるときには、このカードをかならずお持ちください。 ●このカードを人にかすことはしないでください。 ●このカードは、石狩市民図書館と各分館で共通でつかえます。 ●住所などが変わったとき、又はカードをなくしたときは、図書館にご連絡ください。 (バーコード番号)	

別記第3号様式（第8条関係）

(表面)		(裏面)	
利用者カード 石狩市民図書館 石狩市花川北7条1丁目26●☎(0133)72-2000		なまえ [分館等] 花川南分館 ☎: 73-4946 花川南6条5丁目(南コミ内) 八幡分館 ☎: 66-4261 八幡2丁目332(八幡コミ内) 厚田小学校 ☎: 78-2350 厚田区厚田109 浜益分館 ☎: 79-5577 浜益区浜益630(浜益コミ内) ●本をかりるときには、このカードをかならずお持ちください。 ●このカードを人にかすことはしないでください。 ●このカードは、石狩市民図書館と各分館等で共通でつかえます。 ●住所などが変わったとき、又はカードをなくしたときは、図書館にご連絡ください。 (バーコード番号)	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年11月16日から施行する。

(石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正)

2 石狩市教育委員会行政組織に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(事務分掌) 第9条 第3条に定める課の掌握する事務は次のとおりとする。 総務企画課～文化財課 略 厚田生涯学習課 (1)～(13) 略 (14) <u>図書館分館</u>に関すること。	(事務分掌) 第9条 略 総務企画課～文化財課 略 厚田生涯学習課 (1)～(13) 略 (14) <u>学校図書館</u>に関すること。

浜益生涯学習課～教育支援センター 略 2～4 略 第10条 第3条の2に定める教育機関の掌握する事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 市民図書館 1～8 略 <u>9</u> その他図書館事業に関すること。 (3)～(4) 略	浜益生涯学習課～教育支援センター 略 2～4 略 第10条 略 (1) 略 (2) 市民図書館 1～8 略 <u>9</u> 学校図書館に関すること。 <u>10</u> (改正前9と同じ。) (3)～(4) 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

議案第3号

石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則の制定について
平成24年10月26日

教育長 鎌 田 英 暢

このことについて、下記のとおり制定したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第13号）第1条第3号の規定に基づき議決を求める。

石狩市規則第 号

石狩市立小中学校図書館の開放に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第4条第2項の規定に基づき、石狩市立学校図書館（以下「学校図書館」という。）の開放事業（以下「開放事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 開放事業は、学校教育に支障のない範囲において、地域の子ども及び住民の読書活動を盛んにするとともに、読書活動を通じて地域の交流の場を広げ、もって地域の教育力の向上を図ることを目的とする。

（開放事業を行う学校図書館）

第3条 開放事業を行う学校図書館（以下「開放学校図書館」という。）は、石狩市立厚田小学校学校図書館とする。

（事業の内容）

第4条 開放事業は、石狩市民図書館との連携に基づき、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、逐次刊行物、視聴覚資料その他必要とする資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理、保存及び利用提供に関すること。
- (2) 個人貸出及び団体貸出に関すること。
- (3) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (4) レファレンス（調査相談等の参考業務）に関すること。

- (5) 開放学校図書館を利用する障害者、子供及び高齢者に対するサービスに関すること。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (7) 他の図書館、学校図書館、大学図書館等との相互協力及び図書館資料の相互貸借に関すること。
- (8) 読書団体等との連絡及び協力並びにこれらの育成及び活動支援に関すること。
- (9) 地域の文庫活動の支援に関すること。
- (10) その他開放学校図書館の設置目的を達成するために必要な事業

2 開放事業に係る利用者の対応は、石狩市民図書館の職員（以下「職員」という。）が行うこととする。
（管理）

第5条 開放事業に関する事務及び管理は、石狩市教育委員会（以下「委員会」という。）が行い、当該開放事業を行う学校の校長（以下「校長」という。）は一切責任を負わないものとする。
（休館日）

第6条 開放学校図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、校長との協議のうえ、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 図書館特別整理期間（教育長が毎年1回2日を超えない範囲で定める日とする。）

2 前項の規定にかかわらず、5月3日から5月12日までの間における休館日は、教育長が別に定めるものとする。この場合において、教育長は、前項の規定の趣旨を損なわず、かつ、利用者の利便を損なうことのないように休館日を定めなければならない。
（開館時間）

第7条 開放学校図書館の開館時間は、火曜日から金曜日までは、午前10時30分から午後5時まで、土曜日及び日曜日は、午後1時から午後5時までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、校長との協議のうえ、これを変更することができる。

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の開館時間は、前項の規定にかかわらず午前10時から午後5時までとする。

（遵守事項）

第8条 開放学校図書館に入館する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 開放学校図書館が存する学校の教育活動に支障をきたす行為をしないこと。
- (2) 危険物を持ち込まないこと。

(3) 飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(5) 開放学校図書館の資料又は施設、設備若しくは器具を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(6) その他職員の指示及び学校教育活動の運営上必要な校長の指示に従うこと。

2 市民図書館館長は、学校開放図書館に入館する者が前項各号に掲げる事項を遵守しないときは、その者を退館させることができる。

(利用者の登録及び貸出に関する手続)

第9条 利用者の登録及び貸出に関する手続は、石狩市民図書館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第15号）の例による。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年12月10日から施行する。

＜報告事項 1＞

いじめの問題に関する取組状況調査（文部科学省緊急調査）結果について

1. 教育委員会の取組状況に関するアンケートについて
（別冊資料のとおり）
2. 学校の取組状況に関するアンケートについて
（別冊資料のとおり）

報告事項 1 及びその他関係資料

●いじめの定義		・・・ P 1
●指導方針（いじめ問題への取組の徹底について）	改正前	・・・ P 2
	改正後	・・・ P 10
●いじめ発見のチェックポイント		・・・ P 18
●いじめ調査結果について（6月実施分）		・・・ P 19
●いじめに関する児童生徒調査（文部科学省緊急調査）結果について		・・・ P 20
●いじめの問題への取組状況に関する緊急調査（教育委員会）について		・・・ P 22
●いじめの問題への取組状況に関する緊急調査（学校）について		・・・ P 31

石狩市教育支援センター（平成 24 年 10 月）

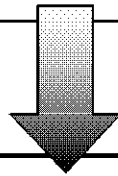
いじめの定義

(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

【これまでの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。



【新定義】(平成18年度間の調査より)

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

いじめ問題への取組の徹底

校内研修の充実

1) いじめについての理解を深める

・いじめの定義についての理解

一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

個々の行為が「いじめ」か「けんか等」に当たるか否かの判断は、学級担任のほか、教科担任や部活動等の顧問教師などが、児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、日頃の当該児童生徒の性向などを見極めたうえで判断すること

・いじめの構造、特性についての理解

“ 見えづらい（巧妙化、偽装化） ”

いじめる側は教師や親に見つからないように見てないところなどで行ないます。

いじめられる側はさらにいじめがひどくなるから、心配かけたくないなどで周囲に話しはしません。

周りの子たちは自分が(チクったなどと)いじめられるから、隠そうとします。

プロレスごっこと称したり、ドッジボールなどで集中攻撃するなどがあげられます。

“ 立場の入れ替わり ”

以前にいじめられた子どもが、自分に矛先が向かないためいじめる側になることがあります。

いじめていた子どもが集団に同調しなかったことがあった場合、いじめられる側にもなります。

“ 出る杭は打つ ”

以前は、弱い立場にある子ども、身体的、環境的に負の要素がある子どもが対象でした。

近年では、「真面目」「正義感が強い」「勉強ができる」などプラスの要素がある子どもに対しても「目立つことをするから」「いいかっこうをするから」などの理由でいじめの対象としています。

“ 集団化 ”

いつ自分がいじめられる立場なるかわからない不安感と集団からはずされまいとする防御心から、いじめる側に加わったり、はやしたてる、または関わらない(傍観者)子どもたちの集団ができあがります。

“ 歯止めの消失 ”

相手のことを考える余裕がない。相手に配慮する能力の欠如

関わることで自分に火の粉が降ってくることを怖れて、いじめを止めようとはしません。

“ 四層構造 ”

被害者...いじめられている子ども

加害者...いじている子ども

観衆...いじめをはやしたてる子ども

傍観者...いじめを見て見ぬふりをする子ども

・いじめに対する認識についての理解

いじめは絶対に許されない

いじめは基本的な人権を侵す行為でもあることを教師も理解したうえで子どもたちに教えていく必要があります。

いじめられている子どもやいじめの事実を教えてくれた子どもを絶対を守る

被害にあっている子どもや教えてくれた子どもがさらなる被害にあわないためにも学校全体でその子どもたちを守っていくという強い姿勢を教師全員が持ち、子どもたちにも示していく必要があります。

いじめられている子どもの立場に立つ

いじめは「子どもがその行為をいじめと感じているもの」の考えを基本に、子どもの悩みや気持ちを真剣に受け止め、適切な対応、迅速な解決を図る必要があります。

家庭、学校などが一体となって取り組む

学校全体でいじめを許さないという意識を持って対応するとともに、いじめの問題への基本的な考え方を家庭でも徹底してもらう必要があります。

2) スクールカウンセラー等を活用する

・相談の技法について学ぶ

子どもへの対応の仕方

保護者への対応の仕方

・子どもの様子、変化のとらえかた（見方）について学ぶ

未然防止の取組

1) 好ましい人間関係が保たれた学級づくりを目指す

- ・教師と子どもたちとの信頼関係を築く

ふれあいや対話

普段から子どもたちとの会話や触れあいの機会を増やし、子どもたちにとって身近な存在であるとともに、子どもたちから信頼されるため、ひとりひとりの子どものことを親身になって考え、対応するように努めてください。

- ・いじめに対する毅然とした態度を示す

教師自らが示す

「いじめは絶対に許さない」「いじめられている子どもやいじめの事実を教えてくれた子どもを守る」という姿勢を学級全体が意識するため、教師自らがそのことを示し、生徒に教えてください。

- ・相手への配慮をする

不用意な発言はしない

その子の特徴などを冗談で話題にした後、そのことをネタにからかいや冷やかしが行なわれることもあるので、言動には注意を図りましょう。

2) 過去の人間関係を把握する

- ・引き継ぎの実施

小学校と中学校

いじめの問題が大きくなったとき、双方の話を聞いていくと過去のトラブルが原因となっていたり、人間関係で難を抱えていたりすることがあります。これらをあらかじめ把握しておき、配慮することで、トラブルを最小限に抑えることもできます。

学年が変わるとき

小中間での引き継ぎがあり、学級編成などで配慮があっても、学年が変わる際に引き継ぎがなされず、トラブルになってしまったケースもありました。クラス替えや担任が変わるときなど注意をしてください。

転校があったとき

3) 子どもたちの小さな変化を見逃さないように意識をする

- ・チェックリストを活用する

別紙参照

子どもたちは事が大きくなる前に必ずなんらかのサインをだしています。普段と違った様子が見られるようになった場合は要注意なので、日頃からチェックリストを参考にそれぞれの項目について子どもたちの様子を確認してみてください。

- ・休み時間などの見守りを行なう

巧妙ないじめの把握

子どもたちは「いじめ」がいけないことだとわかっているのに教師や大人から隠そうとします。子どもたちも必死で隠そうとしますので、いじめの事実を全て把握することは難しいことです。だからこそ、教師や大人は最大限それを見つける努力をしてください。

4) 子どもたちが自ら考える活動を推進する

- ・児童会や生徒会での活動を勧める

ポスターや標語の作成

- ・道徳、特別活動、総合的な学習の時間を活用する

人間関係をつくる学習や活動

命の大切さを学ぶ

社会性の育成

いじめについて考える機会（グループでの話し合い等）

いじめが起きる集団においては、自分を守ること一杯になり、相手のことを思いやったり、いじめられている子どもの気持ちを理解する余裕はありません。いじめられた子どもの気持ちや心の傷を理解するため、自分がいじめられたらどう思うのかなどを考えさせることも重要です。

早期発見・早期対応

1) 早期発見

・アンケートを活用する

教師の目を補完するものとする

子どもたちは、いじめの事実を話すことで余計いじめられたり、自分がいじめられたりすることを考え、なかなか相談しづらいことから、子どもがいじめの事実を訴えやすいアンケートなどで把握することも有効です。ただし、アンケートに頼って、子どもたちの様子を見ることがおろそかにならないように注意をしましょう。

・教師間で情報共有を心がける

養護教諭やスクールカウンセラーなどとも情報交換は密にする

教師ひとりだけで、全ての子ども状況を把握することは不可能に近いことです。職員全員で見守ることで、より子どもたちの状況を把握することができます。また、自分が抱える悩みを養護教諭やカウンセラーなど担任以外に相談している子どももいることから、職員全員で情報を共有するようにしましょう。ただし、子どもと相談を受けている人との信頼関係は壊さないように配慮は忘れないようにしてください。

2) 早期対応

・慎重な判断と丁寧な対応をする

安易な決め付け、対応はしない

片方だけの話を聞いて決め付けたり、子どもの普段の様子による思いこみや先入観で判断したりしないようにしましょう。事実をきちんと把握し、整理したうえで対応をしてください。

形式的な謝罪や仲直りで済ませない

無理やり謝らせても、いじめた子どもがそのことを理解し、反省していなければかえって相手に対し恨みを募らせ、さらにひどいいじめになることもあります。

・いじめられている子どもへの対応

心に傷を負った場合の精神的ケア

いじめられている子どもの立場に立って、話を聞いてあげてください。その子どもと一番信頼関係ができてい

る教師が話を聞くことが望ましいですが、状況によってはカウンセラーの活用なども検討してください。

時間をかけていじめに関わった子どもとの人間関係の修復に努める

仲直りの機会などは、対応が遅くなり事態が悪化することもあります。対応の方向性が定まらないままあせって対応して事態が悪化することもありますので、いじめられた子どもの精神状態や意向などを尊重し、慎重な見極めをお願いします。また、その後についてもいじめが再発しないよう見守る必要があります。

守る姿勢の実践（秘密の保持、見回り、ＴＴ等の配置など）

いじめがあった場合には、子どもたちに“守る”という姿勢を示す必要があります。いじめの事実を教えてくれた子どものことを秘密にし、場合によっては、教師がその事実を発見したように持っていかなければなりません。また、いじめの再発防止や拡大を防ぐためにもいじめられた子どもをしっかり見守る体制をとる必要があります。

・いじめた子どもへの対応

いじめられている子どもの気持ちを理解させる

いじめられた子どもの精神的苦痛に気付かせるとともに、いじめは人権を侵害する行為であることを認識させてください。

思いやりの心や規範意識の育成

自分の行為を見つめなおし、温かい人間関係づくりと相手のことを気遣うことができるやさしい心を育む指導

を継続してください。

・ 周囲の子どもへの対応

いじめられている子どもの気持ちを理解させる

再発防止、二次的いじめの防止に向けた指導

仕返しや同じようないじめが行なわれないように自分の行為を見つめなおす機会を設けるなど自らが反省し、行為を繰り返さないための働きかけをしてください。

いじめの事実を話すことは立派な行動であることを理解させる

いじめの事実を教師や大人に話すことで「チクった」などと言われ、裏切り者扱いされるため、悪いことをしたと錯覚をしてしまいますが、そのような錯覚をしないために、いじめは許されない行為であると認識させ、勇気を持って行動できる正義感を育む指導をお願いします。

校内体制の整理

1) 教育相談体制を充実させる

・ 訪問しやすい環境づくり

相談室等

休み時間や放課後など何気ない会話の際でも訪れることができるように工夫をしましょう。何気ない会話の中でも人間関係など子どもたちの状況を知ることができます。

・ 気軽に相談できる雰囲気づくり

人間関係の構築

日頃から子どもたちとのスキンシップや会話を大切にし、子どもの話を真剣にじっくりと聞く姿勢が大切です。

・ 安心して相談ができる信頼関係づくり

守る姿勢の実践

相談者が非難されたりしないように配慮をするとともに、子どもとの約束を守るなど信頼関係を壊さないようにしましょう。特に相談した子どもが特定されたり、内容が安易に漏れたりしないよう情報の管理は慎重にしてください。

2) 教職員間の密な連携を行なう

・ 情報を共有する

担任や一部の教師だけで問題を抱え込まない

いじめの相談を受けた場合など、責任感などからひとりで抱え込んでしまうケースも見られます。いじめの実態をきちんと把握するためにも学校全体で情報を把握し、全員で問題解決にあたってください。

自分が担当する学級や学年でなくても状況はきちんと把握する

学校でのいじめの実態を全て把握することは難しいことから、よりきちんと把握するため担任や該当学年の教員だけに任せるのではなく、全員で見守ることを心がけましょう。

3) 支援体制を確立する

・ いじめ対応のシステム化

組織的な対応とする

いじめが生じた際に担任など特定の教員だけが対応するのではなく、学校全体で対応してください。

支援の流れ、対策会議等の位置づけ、話し合う内容、役割分担を明確にする

職員が連携し、スムーズな支援を実施するため、それぞれの職員がどのような対応をし、連絡や報告がどのようなに行なわれるのかなど校内体制を整理してください。

保護者との連携

1) 保護者への対応での心がけ

・いじめられている子どもの保護者への対応

家庭訪問など直接話をする

電話などでは、学校側の真意などが伝わらないこともあり、誠意を示すためにも直接会って話をするようにしてください。

いじめている子どもや周りの子どもへの指導、改善策について具体的に説明する

保護者の理解を得るため、いじめを解決するための対応策は、できるだけ具体的に示しましょう。

対応の経過をこまめに伝える

保護者は常に学校の対応を気にし、できるだけ早い解決を求めています。同時に解決するまで不安も抱えています。連絡がなければ不安が増幅し、やがて不信感に変わります。いつまでに何をするのか、結果はどうだったのかをきちんと伝えるようにしましょう。

不用意な発言はしない

子どもや保護者の心情を理解し、いじめられている子どもを非難する発言(いじめられている子どもにも問題はあった など)は絶対にやめてください。保護者とのトラブルになることもあります。

・いじめている子どもの保護者への対応

家庭訪問など直接話をする

事実を正確に伝え、家庭に協力してもらうこと、学校の対応を具体的に説明する

思いやりの心や規範意識を育むために学校での指導はもちろん、家庭での指導も不可欠です。今後の子どもへの関わり方など共通理解をし、協力を得るようにしましょう。

指導の方針（いじめ問題への取組の徹底について）

これまで各学校におきましては、いじめ根絶をめざして様々な取組がなされておりますが、全国的には、いじめをきっかけとした痛ましい事件は後を絶たない状況です。

いじめへの取組は、これで大丈夫ということはありません。

つきましては各校において、いじめ根絶に向けての再確認や見直しをしてもらいたい内容、心がけていただきたい内容をまとめましたので取組の参考としていただき、さらなる取組の充実をお願いいたします。

平成24年8月 石狩市教育委員会

校内研修の充実を図る

1) いじめについての理解を深める

いじめの定義について全教職員が理解をする

一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

個々の行為が「いじめ」か「けんか等」に当たるか否かの判断は、学級担任のほか、教科担任や部活動等の顧問教師などが、児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、日頃の当該児童生徒の性向などを見極めたうえで判断すること

いじめの構造、特性について全教職員が理解をする

“見えづらい（巧妙化、偽装化）”

いじめる側は教師や親に見つからないように見てないところなどで行ないます。

いじめられる側はさらにいじめがひどくなるから、心配かけたくないなどで周囲に話しはしません。

周りの子どもたちは自分が（チクったなど）いじめられるから、隠そうとします。

プロレスごっこ称したり、ドッジボールなどで集中攻撃するなどがあげられます。

“立場の入れ替わり”

以前にいじめられた子どもが、自分に矛先が向かないためいじめる側になることがあります。

いじめていた子どもが集団に同調しなかったことがあった場合、いじめられる側にもなります。

“出る杭は打つ”

以前は、弱い立場にある子ども、身体的、環境的に負の要素がある子どもが対象でした。

近年では、「真面目」「正義感が強い」「勉強ができる」などプラスの要素がある子どもに対しても「目立つことをするから」「いいかっこうをするから」などの理由でいじめの対象としています。

“ 集団化 ”

いつ自分がいじめられる立場なるかわからない不安感と集団からはずされまいとする防御心から、いじめる側に加わったり、はやしたてる、または関わらない(傍観者)子どもたちの集団ができあがります。

“ 歯止めの消失 ”

相手のことを考える余裕がない。相手に配慮する能力の欠如

関わることで自分に火の粉が降ってくることを怖れて、いじめを止めようとはしません。

“ 四層構造 ”

被害者...いじめられている子ども

加害者...いじめている子ども

観衆...いじめをはやしたてる子ども

傍観者...いじめを見て見ぬふりをする子ども

いじめに対する認識について全教職員が理解をする

いじめは絶対に許されない

いじめは基本的な人権を侵す行為でもあることを教師も理解したうえで子どもたちに教えていく必要があります。

いじめられている子どもやいじめの事実を教えてくれた子どもを絶対を守る

被害にあっている子どもや教えてくれた子どもがさらなる被害にあわないためにも学校全体でその子どもたちを守っていくという強い姿勢を教師全員が持ち、子どもたちにも示していく必要があります。

いじめられている子どもの立場に立つ

いじめは「子どもがその行為をいじめと感じているもの」の考えを基本に、子どもの悩みや気持ちを真剣に受け止め、適切な対応、迅速な解決を図る必要があります。

家庭、学校などが一体となって取り組む

学校全体でいじめを許さないという意識を持って対応するとともに、いじめの問題への基本的な考え方を家庭でも徹底してもらうことが必要です。

2) スクールカウンセラー等を活用する

・相談の技法について学ぶ

子どもへの対応の仕方

保護者への対応の仕方

・子どもの様子、変化のとらえかた（見方）について学ぶ

未然防止に向けての取り組みの徹底を図る

1) 好ましい人間関係が保たれた学級づくりを目指す

教師と子どもたちとの信頼関係を築く

ふれあいや対話

普段から子どもたちとの会話や触れあいの機会を増やし、子どもたちにとって身近な存在であるとともに、子どもたちから信頼されるため、ひとりひとりの子どものことを親身になって考え、対応するように努めてください。

いじめに対する毅然とした態度を示す

教師自らが示す

「いじめは絶対に許さない」「いじめられている子どもやいじめの事実を教えてくれた子どもを守る」という姿勢を学級全体が意識するため、教師自らがそのことを示し、生徒に教えてください。

相手への配慮をする

不用意な発言はしない

その子の特徴などを冗談で話題にした後、そのことをネタにからかいや冷やかしが行なわれることもあるので、言動には注意を図りましょう。

2) 過去の人間関係を把握する

引き継ぎの実施

小学校と中学校

いじめの問題が大きくなったとき、双方の話を聞いていくと過去のトラブルが原因となっていたり、人間関係で難を抱えていたりすることがあります。これらをあらかじめ把握しておき、配慮することで、トラブルを最小限に抑えることもできます。

学年が変わるとき

小中間での引き継ぎがあり、学級編成などで配慮があっても、学年が変わる際に引き継ぎがなされず、トラブルになってしまったケースもありました。クラス替えや担任が変わるときなど注意をしてください。

転校があったとき

3) 子どもたちの小さな変化を見逃さないように意識をする

チェックリストを活用する

別紙参照

子どもたちは事が大きくなる前に必ずなんらかのサインをだしています。普段と違った様子が見られるようになった場合は要注意なので、日頃からチェックリストを参考にそれぞれの項目について子どもたちの様子を確認してみてください。

休み時間などの見守りを行なう

巧妙ないじめの把握

子どもたちは「いじめ」がいけないことだとわかっているので教師や大人から隠そうとします。子どもたちも必死で隠そ

うとしますので、いじめの事実を全て把握することは難しいことです。だからこそ、教師や大人は最大限それを見つける努力をしてください。

4) 子どもたちが自ら考える活動を推進する

____児童会や生徒会での活動を勧める

ポスターや標語の作成等

____道徳、特別活動、総合的な学習の時間を活用する

人間関係をつくる学習や活動

命の大切さを学ぶ

社会性の育成

いじめについて考える機会（グループでの話し合い等）

いじめが起きる集団においては、自分を守ること一杯になり、相手のことを思いやったり、いじめられている子どもの気持ちを理解する余裕はありません。いじめられた子どもの気持ちや心の傷を理解するため、自分がいじめられたらどう思うのかなどを考えさせることも重要です。

早期発見・早期対応の取組の徹底を図る

1) 早期発見

_____ アンケートを活用する

教師の目を補完するものとする

子どもたちは、いじめの事実を話すことで余計いじめられたり、自分がいじめられたりすることを考え、なかなか相談しづらいことから、子どもがいじめの事実を訴えやすいアンケートなどで把握することも有効です。ただし、アンケートに頼って、子どもたちの様子を見ることがおろそかにならないように注意をしましょう。

_____ 教師間で情報共有を心がける

養護教諭やスクールカウンセラーなどとも情報交換は密にする

教師ひとりだけで、全ての子ども状況を把握することは不可能に近いことです。職員全員で見守ることで、より子どもたちの状況を把握することができます。また、自分が抱える悩みを養護教諭やカウンセラーなど担任以外に相談している子どももいることから、職員全員で情報を共有するようにしましょう。ただし、子どもと相談を受けている人との信頼関係は壊さないように配慮は忘れないようにしてください。

2) 早期対応

_____ 慎重な判断と丁寧な対応をする

安易な決め付け、対応はしない

片方だけの話を聞いて決め付けたり、子どもの普段の様子による思いにみや先入観で判断したりしないようにしましょう。事実をきちんと把握し、整理したうえで対応をしてください。

形式的な謝罪や仲直りで済ませない

無理やり謝らせても、いじめた子どもがそのことを理解し、反省していなければかえって相手に対し恨みを募らせ、さらにひどいいじめになることもあります。

_____ いじめられている子どもへの対応

心に傷を負った場合の精神的ケア

いじめられている子どもの立場に立って、話を聞いてあげてください。その子どもと一番信頼関係ができている教師が話を聞くことが望ましいですが、状況によってはカウンセラーの活用なども検討してください。

時間をかけていじめに関わった子どもとの人間関係の修復に努める

仲直りの機会などは、対応が遅くなり事態が悪化することもあります。対応の方向性が定まらないままあせって対応して事態が悪化することもありますので、いじめられた子どもの精神状態や意向などを尊重し、慎重な見極めをお願いします。また、その後についてもいじめが再発しないよう見守ることが必要です。

守る姿勢の実践（秘密の保持、見回り、ＴＴ等の配置など）

いじめがあった場合には、子どもたちに“守る”という姿勢を示す必要があります。いじめの事実を教えてくれた子どものことを秘密にし、場合によっては、教師がその事実を発見したように持っていかなければなりません。また、いじめの再発防止や拡大を防ぐためにもいじめられた子どもをしっかり見守る体制をとる必要があります。

___いじめた子どもへの対応

いじめられている子どもの気持ちを理解させる

いじめられた子どもの精神的苦痛に気付かせるとともに、いじめは人権を侵害する行為であることを認識させてください。

思いやりの心や規範意識の育成

自分の行為を見つめなおし、温かい人間関係づくりと相手のことを気遣うことができるやさしい心を育む指導を継続してください。

___周囲の子どもへの対応

いじめられている子どもの気持ちを理解させる

再発防止、二次的いじめの防止に向けた指導

仕返しや同じようないじめが行なわれないように自分の行為を見つめなおす機会を設けるなど自らが反省し、行為を繰り返さないための働きかけをしてください。

いじめの事実を話すことは立派な行動であることを理解させる

いじめの事実を教師や大人に話すことで「チクった」などと言われ、裏切り者扱いされるため、悪いことをしたと錯覚をしてしまいますが、そのような錯覚をしないために、いじめは許されない行為であると認識させ、勇気を持って行動できる正義感を育む指導をお願いします。

日頃からの校内体制の整理を行う

1) 教育相談体制を充実させる

訪問しやすい環境づくり

相談室等

休み時間や放課後など何気ない会話の際でも訪れることができるように工夫をしましょう。何気ない会話の中でも人間関係など子どもたちの状況を知ることができます。

気軽に相談できる雰囲気づくり

人間関係の構築

日頃から子どもたちとのスキンシップや会話を大切に、子どもの話を真剣にじっくりと聞く姿勢が大切です。

安心して相談ができる信頼関係づくり

守る姿勢の実践

相談者が非難されたりしないように配慮をするとともに、子どもとの約束を守るなど信頼関係を壊さないようにしましょう。特に相談した子どもが特定されたり、内容が安易に漏れたりしないよう情報の管理は慎重にしてください。

2) 教職員間の密な連携を行なう

情報を共有する

担任や一部の教師だけで問題を抱え込まない

いじめの相談を受けた場合など、責任感などからひとりで抱え込んでしまうケースも見られます。いじめの実態をきちんと把握するためにも学校全体で情報を把握し、全員で問題解決にあたってください。

自分が担当する学級や学年でなくても状況はきちんと把握する

学校でのいじめの実態を全て把握することは難しいことから、よりきちんと把握するため担任や該当学年の教員だけに任せるのではなく、全員で見守ることを心がけましょう。

3) 支援体制を確立する

いじめ対応のシステム化

組織的な対応とする

いじめが生じた際に担任など特定の教員だけが対応するのではなく、学校全体で対応してください。

支援の流れ、対策会議等の位置づけ、話し合う内容、役割分担を明確にする

職員が連携し、スムーズな支援を実施するため、それぞれの職員がどのような対応をし、連絡や報告がどのように行なわれるのかなど校内体制を整理してください。

いじめ認知の報告

学校長が最終判断をする

学校で認知したいじめに関しては、学校長が最終判断をして、教育支援センターに報告してください。
他機関等との連携が必要な深刻ないじめに関しては「いじめ指導経過報告書」の提出をお願いします。

ていねいな保護者等への対応を心がける

1) 保護者への対応での心がけ

いじめられている子どもの保護者への対応

家庭訪問など直接話をする

電話などでは、学校側の真意などが伝わらないこともあり、誠意を示すためにも直接会って話をするようにしてください。

いじめている子どもや周りの子どもへの指導、改善策について具体的に説明する

保護者の理解を得るため、いじめを解決するための対応策は、できるだけ具体的に示しましょう。

対応の経過をこまめに伝える

保護者は常に学校の対応を気にし、できるだけ早い解決を求めています。同時に解決するまで不安も抱えています。連絡がなければ不安が増幅し、やがて不信感に変わります。いつまでに何をするのか、結果はどうだったのかをきちんと伝えるようにしましょう。

不用意な発言はしない

子どもや保護者の心情を理解し、いじめられている子どもを非難する発言(いじめられている子どもにも問題はあったなど)は絶対にやめてください。保護者とのトラブルになることもあります。

いじめている子どもの保護者への対応

家庭訪問など直接話をする

事実を正確に伝え、家庭に協力してもらうこと、学校の対応を具体的に説明する

思いやりの心や規範意識を育むために学校での指導はもちろん、家庭での指導も不可欠です。今後の子どもへの関わり方など共通理解をし、協力を得るようにしましょう。

保護者への情報発信

学校だより等で、日頃から学校の取組等を情報提供する

日頃からの学校での緒り組みに関して、学校だよりや保護者懇談等で情報を発信するとともに、保護者からの訴えに対しては、真摯に受け止めて対応して下さい。

2) 外部機関等からの意見を大切に

学校支援推進員(学校評議員)の活用

各学校で設置されている学校支援推進員(学校評議員)を招いての会議にあたっては、いじめに関する取組等の情報提供を行って、取り入れるべき案件は積極的に取り入れるようにしましょう。

いじめ発見のチェックポイント

	子どもの名前
< 登校時 >	
遅刻・欠席が多い	
元気がなく、表情がさえない	
自らあいさつをしない、他の子どもからの声かけもない	
< 授業時 >	
忘れ物が多い	
持ち物が紛失したり、落書きされたりする	
体調不良を訴えてトイレや保健室に行きたがる	
グループ活動で孤立しがちである	
発言すると冷やかしゃざわつきがある	
一人だけ授業に遅れてくることがある	
< 休み時間 >	
教室や廊下に一人でいることが多い	
友だちと一緒にいるときも表情が暗かったり、おどおどしている	
用もないのに保健室や職員室に来る	
理由もなく、服が汚れていたり、怪我をしたりしている	
遊びやふざけの中で笑われたり、命令されたり、嫌な役をしている	
周りが避けたり、ちょっかいをかけたりしている	
< 給食時間 >	
その子が配膳すると嫌がられる	
一人で黙って食べている	
食欲がない	
食べ物にいたずらをされる（盛りつけをしない、わざと多く盛る）	
< 清掃時間 >	
その子の机や椅子だけが運ばれない	
その子の机や椅子を乱暴に扱ったり、汚いものを触る扱いをする	
一人離れて掃除をしている	
< 放課後 >	
急いで下校する、または用もないのにいつまでも学校に残っている	
玄関や校門付近で不安そうな顔をし、おどおどしている	
他の子どもの荷物をよく持たされている	
靴や鞆、傘などの持ち物が紛失したり、いたずらされる	
下駄箱にいたずらをされる	
< その他 >	
カッターなど危険な物を持ち歩いている	
教師と視線を合わせない、話すときに不安そうな表情をする	
叩かれる、押される、蹴られる、からかわれる	

いじめ調査結果について（６月実施分）

【教育委員会会議 平成 24 年 7 月定例会 資料】

いじめ把握のためのアンケート調査

１．アンケート実施児童生徒数

５，０８２人（小学校 ３，４６６人、中学校 １，６１６人）

２．アンケート実施日までに、いじめられたことがあると答えた児童生徒数

２４８人（小学校 １９３人、中学校 ５５人）

○学年別内訳

小１	小２	小３	小４	小５	小６	小計	中１	中２	中３	小計	合計
	３９	３３	４０	４１	４０	１９３	３２	１３	１０	５５	２４８

いじめ問題への対応状況の調査

いじめられたことがあると答えた児童生徒ひとり一人から担任等が聞き取り、状況確認アンケート以外に、学級担任等が発見したり、本人からの訴え等について、学校内で精査

１．いじめの認知件数

２２件（小学校６件、中学校１６件）

○学年別内訳

小１	小２	小３	小４	小５	小６	小計	中１	中２	中３	小計	合計
０	０	０	０	３	３	６	９	２	５	１６	２２

○いじめの態様(重複あり)

態 様 内 容	件数
・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	１３
・仲間はずれ、集団による無視をされる	３
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	６
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	１
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	１
・その他	１
計	２５

２．いじめの現在の状況

- ・解消 １４件
- ・一定の解消が図られたが継続支援中 ６件
- ・解消に向けて取組中 ２件

文部科学省の要請に基づくいじめ緊急調査結果について

【教育委員会会議 平成 24 年 9 月定例会 資料】

1. いじめ把握のためのアンケート調査

(1) アンケート実施児童生徒数

	小 学 校	中 学 校	合 計
4 月～ 6 月実施時	3 , 4 6 6 人	1 , 6 1 6 人	5 , 0 8 2 人
4 月～ 8 月実施時	3 , 4 6 0 人	1 , 6 1 0 人	5 , 0 7 0 人

(2) 4 月からアンケート実施日までに、いじめられたことがあると答えた児童生徒数

	小 学 校	中 学 校	合 計
4 月～ 6 月実施時	1 9 3 人	5 5 人	2 4 8 人
4 月～ 8 月実施時	3 3 1 人	5 6 人	3 8 7 人

○ 学年別内訳

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	小 計	中 1	中 2	中 3	小 計	合 計
6 月		3 9	3 3	4 0	4 1	4 0	1 9 3	3 2	1 3	1 0	5 5	2 4 8
8 月	5 8	6 9	4 5	5 6	4 9	5 4	3 3 1	3 1	1 6	9	5 6	3 8 7

(3) アンケート設問内における「その他」記載内容

小学校： 1 2 件（トイレで押されたり個室に入れられたりした、逃げられる、トイレを覗かれる、責められる、締め出される、しつこくちょっかいをされる、こそこそ話等）

中学校： 1 件（目の敵に）

2. いじめ問題への対応状況の調査

アンケートで、いじめられたことがあると答えた児童生徒ひとり一人から担任等が聞き取り、状況確認して学校内で精査

アンケート以外に、学級担任等が発見したり、本人からの訴え等について、学校内で精査

(1) いじめの認知件数

	小 学 校	中 学 校	合 計
4 月～ 6 月実施時	6 件	1 6 件	2 2 件
4 月～ 8 月実施時	1 3 件	3 3 件	4 6 件
6 月から 8 月までは、 2 4 件の認知件数			

○ 学年別内訳

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	小 計	中 1	中 2	中 3	小 計	合 計
6 月	0	0	0	0	3	3	6	9	2	5	1 6	2 2
8 月	0	2	0	1	6	4	1 3	1 7	9	7	3 3	4 6

○ 認知されたいじめの態様(重複あり)

態 様 内 容	6 月	8 月
・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	1 3	2 9
・ 仲間はずれ、集団による無視をされる	3	4
・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	6	1 3
・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	0	0
・ 金品をたかられる	0	0
・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	0	2
・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	1	2
・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	1	2
・ その他	1	4
計	2 5	5 6

(2) 認知されたいじめの現在の状況

	4 月 ～ 6 月実施時	4 月 ～ 8 月実施時
・ 解 消	1 4 件	3 3 件
・ 一定の解消が図られたが継続支援中	6 件	5 件
・ 解消に向けて取組中	2 件	8 件
計	2 2 件	4 6 件
9 月末日現在 4 3 件が解消		

3 . いじめ問題に対する取り組み

(1) これまでの取り組み

指導の方針（いじめ問題への取り組みの徹底について）を改訂し、各学校へ周知（8月21日）
 教職員向けのセミナー実施（9月13日）
 市内全教職員へ冊子（いじめ予防・対応のポイント等）の配布（8月27日）
 児童生徒がいじめについて考える取組の実施
 外部の意見を聞く機会の実施

(2) これからの取り組み

「いじめ問題対策会議」を実施（9月～11月にかけて3回程度）し、実効性のある対策を検討
 保護者に対する啓発活動（市P連研究大会での説明）

いじめの問題への取組状況に関する緊急調査

(教育委員会質問用紙)

回答は、回答表 A にご記入ください。

貴教育委員会が設置している学校に対する指導について

問 1 いじめの問題への取組について、貴教育委員会が設置している学校に対し、点検項目に基づく定期的な点検を求めていますか。(年に 1 回以上)

- ☐ 1. 各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求め、かつ報告を求めている。
- ☐ 2. 各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求めているが、報告は求めている。
- ☐ 3. 各学校に点検項目の作成と点検を求め、かつ報告を求めている。
- ☐ 4. 各学校に点検項目の作成と点検を求めているが、報告は求めている。
- ☐ 5. 点検項目に基づく点検は求めている。

→ 「1 .」又は「2 .」と答えた場合は、問 1 - へ
「3 .」～「5 .」と答えた場合は、問 2 へ

問 1 - 学校に示している点検項目は、どこが作成したものですか。

- ☐ 1. 貴教育委員会が作成したもの
- ☐ 2. 都道府県教育委員会が作成したもの(政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ選択可)
- ☐ 3. その他

問 2 「『平成 21 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について(平成 22 年 9 月 14 日付け児童生徒課長通知)」を踏まえるなどにより、貴教育委員会が設置している学校に対し、いじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的実施することを求めていますか。(年に 1 回以上)

- ☐ 1. 実施を求めている。
- ☐ 2. 実施は求めている。

． 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について

問 3 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにしていますか。

- ☒ 1 . はい
2 . いいえ

問 4 管下の学校等に対し、いじめを把握した場合に報告することを求めていますか。

- 1 . 把握したらその都度、報告を求めている
2 . 週に 1 回から月に 2 ～ 3 回程度の報告を求めている
☒ 3 . 月に 1 回程度の報告を求めている
4 . 2 ～ 3 ヶ月に 1 回程度の報告を求めている
5 . 年に 1 回程度の報告を求めている
6 . 報告を求めていない

問 5 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めていますか。

- ☒ 1 . はい
2 . いいえ

問 6 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っていますか。

- ☒ 1 . はい
2 . いいえ

問 7 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っていますか。

- ☒ 1 . はい
2 . いいえ

問 8 管下の学校の中で、平成 2 3 年度当初から現在に至るまでに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がありましたか。

1 . あった

☒ 2 . なかった

→ 「 1 . 」と答えた場合は、問 8 - へ

「 2 . 」と答えた場合は、問 9 へ

問 8 - いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行いましたか。

1 . はい

2 . いいえ

問 9 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、貴教育委員会において、その手続きに関する規則を定めていますか。(政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ回答)

☒ 1 . はい

2 . いいえ

問 1 0 貴教育委員会の定める規則において、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認めていますか。(政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ回答)

☒ 1 . はい

2 . いいえ

問 1 1 いじめの問題に関する通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っていますか。

☒ 1 . はい

2 . いいえ

問 1 2 貴教育委員会において、平成 2 4 年度中にいじめの問題に関する、教員を対象とした研修を実施した、又は実施する予定がありますか。(複数回答可)

☒ 1 . 管理職を対象とした研修を実施 (又は予定)

☒ 2 . 生徒指導主事等生徒指導担当教員を対象とした研修を実施 (又は予定)

- 3. 初任者研修において実施（又は予定）
- 4. 5年経験者研修、10年経験者研修等の年次研修において実施（又は予定）
- 5. 1～4以外の教員を対象とした研修を実施（又は予定）
- 6. 特に実施の予定はない

→ 「1.」～「5.」と答えた場合は、問12へ
「6.」と答えた場合は、問13へ

問12 貴教育委員会において、どのようにいじめに関する研修を行っていますか。（複数回答可）

- ☒ 1. 講義・講話形式
- 2. グループ協議
- 3. 具体的な事例について、ケーススタディをしている
- 4. その他

問13 いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引き書等を作成していますか。

- 1. はい
- ☒ 2. いいえ

問14 貴教育委員会において、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されていますか。

- ☒ 1. はい
- 2. いいえ

問15 学校以外の教育相談窓口について、児童生徒や保護者、教師に対し、周知していますか。（複数回答可）

- ☒ 1. チラシやカード等を作成し、学校を通じて、児童生徒や保護者に配布している
- ☒ 2. インターネット上で周知している
- 3. その他の手段で周知をしている
- 4. 特に周知の手段を講じていない

問 1 6 「24 時間いじめ相談ダイヤル」の児童生徒への周知については、紹介カード等(リーフレットを含む)を作成し、学校を通じて、児童生徒に配布してもらうようにお願いしていますが、だれを対象として配布していますか。

ア) 配布頻度

☐ 年 1 回以上

☐ 配布していない

イ) 配布対象(複数回答可)

☐ 小学校 1 年生 ☐ 小学校 2 年生 ☐ 小学校 3 年生 ☐ 小学校 4 年生

☐ 小学校 5 年生 ☐ 小学校 6 年生 ☐ 中学校 1 年生 ☐ 中学校 2 年生

☐ 中学校 3 年生 ☐ 高校 1 年生 ☐ 高校 2 年生 ☐ 高校 3 年生

☐ 特別支援学校小学部 ☐ 特別支援学校中学部 ☐ 特別支援学校高等部

☐ その他(具体的に)

問 1 7 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を行っていますか。

☐ 1 . はい

☐ 2 . いいえ

問 1 8 貴教育委員会(教育センター等を含む)におけるいじめに関する教育相談の実施に当たって、医療機関などの専門機関との連携が図られていますか。

☐ 1 . はい

☐ 2 . いいえ

問 1 9 貴教育委員会において、いじめの問題に関し、地方法務局の人権擁護担当部局との連携を図っていますか。

☐ 1 . はい

☐ 2 . いいえ

問 2 0 貴教育委員会と学校や P T A、地域の関係団体等がいじめの問題について協議をする機会が設けられていますか。

☐ 1 . はい

☐ 2 . いいえ

問 2 1 貴教育委員会において、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っていますか。

☐ 1 . はい

☐ 2 . いいえ

→ 「 1 . 」と回答した場合は、問 2 1 - へ

「 2 . 」と回答した場合は、問 2 2 へ

問 2 1 - 具体的にどのような取組をしていますか。

☐ 1 . チラシやカード等を作成し、学校を通じて、児童生徒や保護者に配布している

☐ 2 . インターネット上で啓発を行っている

☐ 3 . 講演会等を開催している

☐ 4 . その他の取組をしている（具体的に）

問 2 2 貴教育委員会において、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と連携協力を図っていますか。

☐ 1 . はい

☐ 2 . いいえ

☐ . 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組に対する点検について

問 2 3 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検していますか。（年に 1 回以上）

☐ 1 . はい

☐ 2 . いいえ

→ 「 1 . 」と答えた場合は、問 2 3 - へ

「 2 . 」と答えた場合は、問 2 4 へ

問 2 3 - その点検項目はどこが作成したものですか。

☐ 1 . 貴教育委員会が作成したもの

☐ 2 . 都道府県教育委員会が作成したもの（政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ選択可）

☐ 3 . その他

問 2 3 - どの程度の頻度で点検していますか。

- 1 . 年 1 回
- ☒ 2 . 年 2 ～ 3 回
- 3 . 年 4 回以上

☐ . 学校と警察の連携について

問 2 4 いじめや暴力行為等に関して、貴教育委員会と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか。（複数回答可）

また、2 . の選択肢にある協定等を交わしている場合、当該協定等をあわせてご提供ください（様式不問）。

- 1 . 学校から警察への連絡対象事案を示す等、警察との連携事案を策定している。
- ☒ 2 . 情報の相互交換をするために、協定等を交わしている。
- 3 . 警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知している。
- 4 . その他（具体的に）

問 2 5 学校警察連絡協議会を開催していますか。

- ☒ 1 . はい
- 2 . いいえ

→ 「 1 . 」と回答した場合は、問 2 5 - へ
「 2 . 」と回答した場合は、問 2 6 へ

問 2 5 - 具体的にどのように開催していますか。

ア）構成員（複数回答可）

- ）都道府県警察本部長と都道府県教育長等、県域の代表者レベルの会議
- ）警察署長と校長等の各機関の代表者レベルを主とする会議

☐ 教頭や生徒指導担当教員と生活安全課や少年課等実務者レベルの会議

イ）開催頻度

- ）年に 1 回
- ）年に 2 ～ 5 回程度
- ☐ 年に 6 ～ 1 1 回程度
- ）1 ヶ月に 1 回以上

問 2 6 学校と警察の連携について、どのような仕組みが実質的に効果がある
とお考えか。警察と連携した取組への課題は何か、ご自由にお考えをお聞
かせください。

☐ . 重大事案につながるおそれのあるいじめについて

問 2 7 生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案につながるおそれの
あるいじめについて、直ちに報告することを求めていますか。

☒ 1 . 求めている

2 . 求めていない

問 2 8 生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案につながるおそれの
あるいじめについて、平成 2 3 年度当初から現在に至るまで、実際に報告
を受けたことがありますか。

1 . はい

☒ 2 . いいえ

→ 「 1 . 」と答えた場合は、問 2 8 - へ

「 2 . 」と答えた場合は、問 2 9 へ

問 2 8 - その件数はどの程度ですか。概数をご記入ください。

問 2 8 - その際、教育委員会として、どのような対応を取りましたか。具
体的に記述してください。

問 2 8 - その際の教育委員会における対応について、何か課題があるとお
考えですか。また、それに関連して、国に支援を求めることはありますか。
具体的にご記入ください。

☐ . その他

問 2 9 今回の滋賀県における事案を機に、これまでの取組を見直したり、新
たな取組を開始するなどしていますか。している場合、その見直し内容や
取組内容を記載ください。

問 3 0 突発的な事件・事故などの緊急時対応や、深刻ないじめ・暴力行為な
どに対応のために、国に支援を求めることはありますか。ご自由にご記入
ください。

．その他

教育委員会記述

問 2 9（記述内容）

・これまでもいじめについて長期化、深刻な内容については市教育委員会に経緯、対応について学校から報告をもらうこととしていたが、今回の事件を機に報告する基準の見直しを行った。

また、教職員向けにいじめへの対応についての臨時セミナーを開催し、取組の徹底についての意識啓発を行う。

問 3 0（記述内容）

・極力そのようなことがないように未然防止に努めていきたいと考えているが、緊急時等には必要に応じて検討していきたい

いじめの問題への取組状況に関する緊急調査

(学校質問用紙)

いじめの問題への取組に対する点検について

問 1 貴校において、いじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検していますか。(年に1回以上)

1. はい
2. いいえ

→ 「1 .」と答えた場合は、問 1 - へ
「2 .」と答えた場合は、問 2 へ

問 1 - 点検項目はどこが作成したものですか。

1. 学校が独自に作成したもの
2. その他

問 1 - どの程度の頻度で点検していますか。

1. 年1回
2. 年2～3回
3. 年4回以上

問 1 - 誰が点検していますか。

1. 全教職員
2. 管理職や生徒指導主事等の一部の教職員のみ

問 1 - 点検結果やそれによって分かった課題について、全教職員で共有していますか。

1. はい
2. いいえ

. いじめの実態把握に関するアンケート調査について

問 2 平成 23 年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を行いましたか。

- 1 . 実施した

2	1
---	---

2 . 実施していない

0

→ 「 1 . 」と答えた場合は、問 2 - へ
「 2 . 」と答えた場合は、問 3 へ

問 2 - 平成 23 年度は、どの程度の頻度で、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しましたか。

- 1 . 年 1 回

0

2 . 年 2 ～ 3 回

1	8
---	---

3 . 年 4 回以上

3

問 2 - いじめの実態把握に関するアンケート調査はどのような方法で実施しましたか。(複数回答可)

- 1 . いじめに特化したアンケートを実施

1	7
---	---

2 . 生活アンケート等の中で、いじめを把握

8

問 2 - 上記のアンケート調査は記名式ですか、無記名式ですか。(複数回答可)

- 1 . 記名式

8

2 . 無記名式

3

3 . 選択式

1	0
---	---

. いじめを把握したときの対応について

問 3 いじめを把握したとき、いじめを発見した者だけで抱え込むことなく、速やかに共有し、組織的な対応を図るようにしていますか。

- 1 . はい

2	1
---	---

2 . いいえ

0

問3 - いじめを把握したとき、速やかに保護者に連絡していますか。

ア) いじめ児児童生徒

- | | | | |
|--------------------------|---|---|---|
| ）主に家庭訪問・面会により保護者に連絡している。 | <table border="1"><tr><td>1</td><td>6</td></tr></table> | 1 | 6 |
| 1 | 6 | | |
| ）主に電話等により保護者に連絡している。 | <table border="1"><tr><td>5</td></tr></table> | 5 | |
| 5 | | | |
| ）把握後すみやかには連絡していない | <table border="1"><tr><td>0</td></tr></table> | 0 | |
| 0 | | | |

イ) いじめられた児童生徒

- | | | | |
|--------------------------|---|---|---|
| ）主に家庭訪問・面会により保護者に連絡している。 | <table border="1"><tr><td>1</td><td>7</td></tr></table> | 1 | 7 |
| 1 | 7 | | |
| ）主に電話等により保護者に連絡している。 | <table border="1"><tr><td>4</td></tr></table> | 4 | |
| 4 | | | |
| ）把握後すみやかには連絡していない | <table border="1"><tr><td>0</td></tr></table> | 0 | |
| 0 | | | |

問3 - いじめを把握したとき、速やかに教育委員会に連絡していますか。

- | | | | |
|--------|---|---|---|
| 1. はい | <table border="1"><tr><td>2</td><td>1</td></tr></table> | 2 | 1 |
| 2 | 1 | | |
| 2. いいえ | <table border="1"><tr><td>0</td></tr></table> | 0 | |
| 0 | | | |

. いじめの問題に関する校内研修について

問4 平成23年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか。

(複数回答可)

- | | | | |
|--------------------------------|---|---|---|
| 1. いじめの問題に特化して実施した | <table border="1"><tr><td>5</td></tr></table> | 5 | |
| 5 | | | |
| 2. 生徒指導等の研修として、いじめの問題にも触れて実施した | <table border="1"><tr><td>1</td><td>7</td></tr></table> | 1 | 7 |
| 1 | 7 | | |
| 3. 実施していない | <table border="1"><tr><td>0</td></tr></table> | 0 | |
| 0 | | | |

. 学校における管理・指導体制の在り方

問5 貴校における生徒指導上の具体的な事案に関して、校長に対する報告や連絡はどのような形で行われていますか。

- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候の全てを、定期的に校長にまで報告するよう努めている | <table border="1"><tr><td>1</td><td>6</td></tr></table> | 1 | 6 |
| 1 | 6 | | |
| 2. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候のうち特に報告すべきと考えるものを校長にまで報告するようになっている。 | <table border="1"><tr><td>5</td></tr></table> | 5 | |
| 5 | | | |
| 3. 具体的な事案が生じてから報告が行われている。 | <table border="1"><tr><td>0</td></tr></table> | 0 | |
| 0 | | | |
| 4. その他(具体的に) | <table border="1"><tr><td>0</td></tr></table> | 0 | |
| 0 | | | |

問6 児童生徒の日頃の行動や態度などについて、学級内・学年内にとどまらず、職員会議等の場で情報の共有化が図られていますか。

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 毎日 | 1 1 |
| 2. 週に1～3回程度 | 4 |
| 3. 月に2～3回程度 | 1 |
| 4. 月に1回程度 | 4 |
| 5. 上記以外 | 1 |

問7 指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際して、学級担任等の教員間での引き継ぎは適切になされていますか。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| 1. 指導記録等の資料を用いて引継ぎを行っている。 | 2 1 |
| 2. 指導記録等の資料は用いずに口頭により引継ぎを行っている。 | 0 |
| 3. 教員間の引継ぎは行っていない。 | 0 |

問8 いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得よう努めている。

- | | |
|--------|-----|
| 1. はい | 2 1 |
| 2. いいえ | 0 |

学校と警察の連携について

問9 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応していますか。

- | | |
|---|-----|
| 1. 暴力行為をはじめ犯罪の可能性があるものはすべて通報している | 8 |
| 2. 犯罪の可能性があるもののうち、特に重篤と考えるものに限定して通報している | 1 3 |
| 3. 特に通報していない | 0 |

問 1 0 いじめや暴力行為等に関して、貴校と警察との円滑な連携や情報共有のための仕組みがありますか。（複数回答可）

また、2. の選択肢にある協定等を交わしている場合、当該協定等をあわせてご提供ください（様式不問）。

1. 学校から警察への連絡対象事案を示す等、警察との連携事案を策定している。
2. 情報の相互交換をするために、協定等を交わしている。
3. 警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側の担当窓口についても承知している。
4. その他（具体的に） （市内生徒指導研究委員会等を通じて、情報の共有化を図っている）

問 1 1 学校警察連絡協議会を開催していますか。

1. はい
2. いいえ

→ 「1 . 」と回答した場合は、問 1 1 - へ
「2 . 」と回答した場合は、問 1 2 へ

問 1 1 - 具体的にどのように開催していますか。

ア) 学校の構成員（複数回答可）

- | | |
|-----------|---|
| ）校長 | <input type="text" value="0"/> |
| ）教頭等 | <input type="text" value="0"/> |
| ）生徒指導担当教員 | <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> |

イ) 警察の構成員（複数回答可）

- | | |
|----------|---|
| ）警察署長 | <input type="text" value="0"/> |
| ）生活安全課長等 | <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> |
| ）少年係長等 | <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="1"/> |

ウ) 開催頻度

- | | |
|------------|---|
| ）年に1回 | <input type="text" value="0"/> |
| ）年に2～5回程度 | <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> |
| ）年に6～11回程度 | <input type="text" value="8"/> |
| ）月に1回以上 | <input type="text" value="0"/> |

問 1 2 学校と警察の連携について、どのような仕組みが実質的に効果があるとお考えですか。警察と連携した取組の課題は何か、ご自由にお考えをご記入ください。

．その他

問 1 3 貴校において、法務省人権擁護局が実施する「子どもの人権ＳＯＳミニレター」を配布しましたか。（小学校、中学校、特別支援学校（小学部及び中学部）及び中等教育学校（前期課程）に限る。）

1．はい	21
2．いいえ	0

問 1 4 今回の滋賀県における事案を機に、これまでの取組を見直したり、新たな取組を開始するなどしていますか。している場合、その見直し内容や取組内容を記載してください。

問 1 5 突発的な事件・事故などの緊急時対応や、深刻ないじめ・暴力行為などの対応のために、国に支援を求めることはありますか。ご自由にご記入ください。

< 報告事項 2 >

教育委員会の点検・評価（平成 23 年度分）について （9 月定例会での協議を踏まえた修正結果について）

【 変更箇所 】

教育プラン基本構想 重点テーマ 1 自ら学ぶ意欲を育てる教育

施策（大項目） 1 生きる力につながる確かな学力を育む教育の充実

●分析・評価及び今後の方向性（ 15 ページ ）

【 変更前 】（石狩市教育委員会会議 9 月定例会資料）

- ・ 道教委は、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査までに学力を全国平均以上にすることを大きな目標として掲げ、その実現に向けてオール北海道で目指す目標へのロードマップを設定して取り組んでいることから、市教委においても、積極的に学校へ働きかけます。

【 変更後 】

- ・ 道教委は、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査までに学力を全国平均以上にすることを大きな目標として掲げ、その実現に向けてオール北海道で目指す目標へのロードマップを設定して取り組んでいることから、市教委においては、積極的に取り組んでいますが、今後、新たな目標などについての検討を進めます。

第1回石狩市調べる学習コンクールの結果について

- 1 募集期間 平成24年9月1日（土）～30日（日）
- 2 応募数 359点（小学生165点、中学生194）
- 3 審査日 平成24年10月11日（木）
- 4 審査委員 樟山行彦（石狩市立双葉小学校長／図書館協議会会長）、谷口初江（北海道石狩市翔陽高等学校司書教諭／図書館協議会副会長）、樋口博（石狩文芸同好会／図書館協議会委員）、小川美穂（石狩市立南線小学校図書館司書）、丹羽秀人（石狩市教育委員会石狩市民図書館副館長）
- 5 今後の予定 応募作品の2%以内（部門間で調整可）の作品を全国コンクールへ推薦する。推薦作品は、全国コンクールの審査基準に一番合致した作品を推薦する。
- 6 審査結果 全国コンクールでの最終審査会后、1月中旬に図書館振興財団ホームページで発表します。（<http://www.toshokan.or.jp/contest/>）また、財団、図書館から別途ご連絡する場合がございます。

7 受賞者一覧

■小学1～3年生部門

最優秀賞	生振小学校	2年生	浅里 優芽	タイトル：卵について
優秀賞	花川小学校	2年生	佐藤 利樹	タイトル：ホテルについて
優秀賞	緑苑台小学校	3年生	佐藤 舜晟	タイトル：甲子園（高校野球）のひみつ
佳作	緑苑台小学校	3年生	松井 みかげ	タイトル：白鳥のなぞ
佳作	緑苑台小学校	3年生	米田 奈花	タイトル：イヌのはな～人のはなより1万倍きくはな
佳作	緑苑台小学校	3年生	庄司 望愛	タイトル：タイリクモモンガ
佳作	緑苑台小学校	3年生	橋場 妃花	タイトル：ウサギってどんな動物？
佳作	緑苑台小学校	3年生	葛西 菜実	タイトル：うさぎのジャンプ力

■小学4～6年生部門

最優秀賞	花川小学校	5年生	高井 彩衣	タイトル：枝や木のしくみについて
優秀賞	花川小学校	5年生	浅野 滯	タイトル：道民の森いろいろ発見
優秀賞	浜益小学校	5年生	秋田 優香、大橋 梨々華、小島 佳人、嶋地 優大	タイトル：歴史新聞
		5年生	木村 拓哉、田口 若奈、木村 優汰、渡辺 善斗	タイトル：浜益新聞
		5年生	植物 廉、佐藤 秀一、鳴海 かりん、村上 稀玲	タイトル：昔紹介新聞
佳作	花川小学校	5年生	塚田 百永	タイトル：枝木を切ることは必要？
佳作	花川小学校	5年生	小池 理子	タイトル：おたまじゃくしの生活について
佳作	花川小学校	5年生	真野 佐和子	タイトル：オタマじゃくし辞典
佳作	花川小学校	5年生	宮松 亜美	タイトル：不思議なトンボ
佳作	南線小学校	6年生	西村 馨子	タイトル：石狩について

■中学生部門

最優秀賞	花川中学校	2年生	長南 依里香	タイトル：源義経
優秀賞	花川中学校	2年生	鈴木 みなみ	タイトル：朱元璋
優秀賞	花川中学校	2年生	松井 和	タイトル：豊臣秀吉
佳作	石狩中学校	1年生	和田 純奈	タイトル：惑星
佳作	花川中学校	1年生	河尻 千果子、古堂 草太、大崎 音々 吉田 行汰、宮越 光明、中野 航太	タイトル：空への挑戦
佳作	花川中学校	2年生	辺見 柚子	タイトル：松尾芭蕉について
佳作	花川中学校	2年生	高橋 優里菜	タイトル：陰陽師 安倍清明
佳作	花川南中学校	1年生	千葉 美典	タイトル：地球温暖化を防ぐ

■トーク&展示

ウミベオロジー Umibeology

～石狩海辺学 2012～

海辺は、海と陸との境界線。
境界線では、いろいろな出会いがあります。
札幌からもっとも近い海、石狩の海辺——
その知られざる姿とは？



トーク **10.27** 土

16:30-18:00 1階インナーガーデン
参加無料・申込不要。直接会場にお越しください。

石狩浜の付

志賀健司
(いしかり砂丘の風資料館)

鯨骨製記念物

水島木記
(北海道歴史記念館)

地名「鯨塚」

工藤敬尚
(いしかり砂丘の風資料館)

展示 **10.27** 土 ～ **11.1** 木

2階ギャラリー・イベントスペース
10:00-19:00 (最終日は18:00まで) 入場無料

会場：紀伊国屋書店札幌本店

札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55 ビル

いしかり砂丘の風資料館
(お問い合わせ：01-23-63-2711)

石狩市民図書館
石狩市立博物館センター
石狩市立図書館

協力：北海道歴史記念館

